

平成24年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成24年3月15日(第5日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	室伏 博行君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生 活 環 境 課 長	高橋 裕司君	防 災 室 長	鈴木 陽一君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	遠藤 一宏君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	岩田 芳和君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員

1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
----	-------	----	-------

閉 会

午後1時32分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算
- 日程第15 議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明 (同意第1号～議案第32号)
- 追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第4 議案第31号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事」
- 追加日程第5 議案第32号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山中学校武道場建設工事」
- 追加日程第6 発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

追加日程第7 発議第2号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席での写真撮影を議長において許可しておりますので、御報告いたします。

- 
- 日程第1 議案第10号 町道路線の廃止について
  - 日程第2 議案第11号 町道路線の認定について
  - 日程第3 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について
  - 日程第4 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定について
  - 日程第5 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第6 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
  - 日程第7 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について
  - 日程第8 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
  - 日程第9 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 日程第10 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第11 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
  - 日程第12 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例について
  - 日程第13 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第10号から日程第13 議案第22号までの13議案を一括議題といたします。

それでは、2月24日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、2月24日、総務建設委員会に付託されました9議案について、審議の経過と結果について御報告します。

3月6日午前10時から会議室におきまして当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第10号 町道路線の廃止については、委員から、廃止路線の敷地用地は土地改良事業に編入されたのか。また廃止路線番号は削除されるのか、永久欠番になるのか。との質疑に。

含まれておりません。廃止の番号は欠番になります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第10号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 町道路線の認定については、委員から、1600番の町道の用地は減歩方式で提供されたのか。また、当該区域内に受益者負担の農道は存在するのか。との質疑に。

減歩方式によるものです。受益者負担の農道はございません。との答弁がありました。

委員から、須走の陣取塚の町道認定の経緯は。との質疑に。

町道を引き取る場合は、舗装して引き取るのが通常と考え方です。しかし、現在、当時道路を管理していた須走高原会という組織が存在しないこと、そこに住んでいる町民の生活を守らなければならないという側面から、町の責任として町道の維持管理をこれからしていくべきだというのが考え方の根底にあります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第11号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例については、委員から、廃止することは結構だが、全部廃止してしまっているのか。行旅死病人に立ち会った職員の手当まで削るのはいかがなものか。今後何か方法はないか、考えたらどうか。との質疑に。

議論しましたが、近隣市町の例もあり、全くゼロにしました。その趣旨に沿ったようなことを今後対応してまいりたい。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第12号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例について、議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についての2議案につきましては、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小山町町民いこいの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、さしたる質疑もなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例について、議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての3議案については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました9議案の審査の経過と結果について、委員長報告と

いたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） おはようございます。ただいまから、2月24日、文教厚生委員会に付託されました4議案についての審査の経過と結果について御報告します。

3月7日午前10時から、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名が全員出席して審査を行いました。

はじめに、議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定について報告します。

委員から、小山町には暴力団はいないと聞いているが、祭りなどで出店している露天商は、暴力団もしくは暴力団員とのつながりがあるなしの判断はどのように行うか。との質問に。

当局から、露天商については露天商組合があって、暴力団員とは別に、そういうものを組織していると聞いています。御殿場警察署の刑事課から聞いた中では、暴力団の資金源にはないということで、小山町には暴力団員はいないということを確認しております。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第13号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について、議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての議案2件については特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、介護保険制度が相互扶助の立場から成り立っているとはいいいながら、そう簡単に町民の皆さんは納得できないのではないかと。打つべき手を尽くしてこういう結果になっているのか。との質問に。

当局から、町の方針として、町内の高齢者の待機者を減らしていくという明確な目標があります。その中で、町内に介護老人保健施設等を整備していくという方針を立て、現在まで町内に地域密着型特養を29床整備してきているところであります。その中では、介護保険を所管しております介護保険・高齢者スタッフの職員数につきましても、厳しい状況ながら1人減員するなどの人員削減をした上で、介護予防を重点事業として推進するなど、町としては打つべき手は打っていると考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第18号は、多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第10号 町道路線の廃止についてを議題とします。  
総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 町道路線の認定についてを議題とします。  
総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番(高畑博行君) 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

当局から、小山町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画が示され、それらの事業計画にあわせて、本条例改正案の検討が進められてきました。

今回の改正は、平成24年から向こう3か年の事業計画に基づく条例改正であるわけですが、本会議質疑や委員会討論で明らかのように、当局提案と私の考えは平行線です。今回の改正では、月額1,350円の値上げで、年額にすると1万6,200円もの大幅な値上げとなり、割合では何と34.2%という驚きの値上げとなります。当局が提示した資料によると、近隣の6市町比較でも34.2%の値上げ率は突出した最大の値上げ率ですし、具体的な保険料で見ても、月額5,300円、年間6万3,600円という高額な保険料は、近隣6市町の中で一番高い額となります。

健康課も町民、とりわけ高齢者のさまざまな健康増進に向けた取り組みを工夫し、努力してきた、できる限りの介護予防事業を尽くしてきたと言いますが、現実介護保険料をこれほどまでに値上げせざるを得ないという現実を見ると、今までのあれこれ工夫し努力してきたという言葉も空虚に聞こえます。

今回の条例案の大幅値上げは本当にぎりぎりのところでの値上げなのか。私はいまだに疑問を持っています。

委員会の席でも申し述べさせていただきましたが、今回のこれだけの値上げを町民の皆さんがどう受け取るのか心配の限りです。多くの町民の皆さんに高負担を負わせる今回の条例改正案に、素直に、はい、そうですかと同意することは到底できません。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

○議長(真田 勝君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番(鷹嶋邦彦君) 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をさせていただきます。

まず、介護保険を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。第5期介護保険事業計画では、

第1号被保険者数は、平成24年度4,864人でありましたが、平成26年度には5,148人と284人、5.8%も増加する見込みだと説明がありました。

また、要介護認定者についても、平成24年度748人から26年度には802人と54人、7.2%増加と推計されているとの説明でした。これに伴い、居宅介護及び施設入所者が増加することから、介護保険料の改定についてはやむを得ないものと考えます。

高齢者の増加に伴い、町が保険者として入所待機者の解消を目指しているところからも、第5期介護保険事業計画はここで改定しておかないと、次期の事業計画期間ではさらに大幅な値上げが見えてくる恐れもあります。ですから、改正が必要であると考えます。

また、介護保険料の改正については、介護保険等総合会議の4回にわたる審議の結果、了承されている事実もあります。

以上のことから、議案第18号についての賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算

日程第15 議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第16 議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第17 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第19 議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算

日程第20 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算

日程第21 議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算

○議長(真田 勝君) 次に、日程第14 議案第23号から日程第21 議案第30号までの平成24年度予算に関する議案8件を一括議題とします。

それでは、2月29日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長(米山千晴君) 2月29日、総務建設委員会に付託されました平成24年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算4件の審査を行いました。

はじめに、議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、地区からの要望の多い道路の補修改装などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってはいかがか。また、予算的に大丈夫か。との質疑に。

普通建設事業費が前年度と比べて減ってきているという現状の中で、積極的に対応していきたいと思います。また、各地区の要望事項に対する対応は、予算化された4,730万円という金額の中で対応できるのではないかと感じています。との答弁がありました。

委員から、特定防衛施設周辺整備調整交付金が1,900万円ぐらいプラスになっている理由は何か。との質疑に。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の金額は、昨年度とほとんど変わっていませんが、一般会計の分は水道事業会計の分が少なくなった分だけ増えているということでございます。との答弁が

ありました。

委員から、松田の駐車場は小山町に勤務している人で、地域外からこちらへ来ている方は該当になるのか。との質疑に。

松田町の駐車場は小山町外でも小山町へ勤務している方であれば、当然ご利用いただくことはできます。企業懇話会などで積極的にPRしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町民いこいの家は昨年増改築後、集客の状況と売り上げの状況はどうなっているのか。との質疑に。

昨年9月に完成をいたしました、10月から今年2月までの5か月間、利用者は4万2,176人という数字です。前年度と比較して2,338人増加しています。との答弁がありました。

委員から、不動産売払収入4,990万円、この当該地の性質あるいはその必要性、売却単価は。との質疑に。

一つは吉久保の山野組合に町有地を売却し、分割の最終年度になります。638万円を予定しております。そのほかに、菅沼に旧駿河幼稚園の跡地197坪を単価16万円程度で売りたいということがあり、これが3,152万円です。

もう一つ、富士紡の工場長宅の跡地ですが、現在購入希望の話があります。和田坂を上がる道路の改良工事等が予定されております。正式に土地の形が決定した後、分筆後に不動産鑑定をかけて分割して売却すると1,200万円程度となる見込みです。との答弁がありました。

委員から、町単土地改良事業費の進捗状況は。との質疑に。

平成24年度におきましては、町単土地改良事業大倉開田の排水路工事、河西堰、用沢原のゲートといったもの、地区からの要望を実施していくもので、大倉開田については昨年度に引き続き実施しているものであります。との答弁がありました。

委員から、中山間地域総合整備事業の進捗状況は。との質疑に。

事業の方は、平成22年から本格的に事業実施をされております。今年度事業費2億2,000万円で事業を実施していくものでございます。平成27年度を完了目標として行うものでございます。との答弁がありました。

地区は下原、所領、桑木、大胡田、吉久保の5地区を対象として事業は進んでおります。なお、編入の要望がありまして、用沢、一色、下小林、中島については、その下の県単調査費負担金150万円で基礎調査等を実施していくものでございます。との答弁がありました。

委員から、経営体育成基盤整備事業の進捗状況は。との質疑に。

これは北郷北部地区の事業を実施しているものです。平成18年、基本設計からスタートしまして、平成24年度上野地区のGH地区の工事と確定測量等を実施するもので、平成26年の換地事務で完了を目指して事業を進めているものでございます。との答弁がありました。

委員から、債務負担行為の町営原向団地用地取得事業2,800万円とあるが、平米当たりの取得額はどのぐらいなのか。との質疑に。

契約単価については、まだこれから契約ということで決まっておりません。今後、契約額について土地所有者と協議をして決定していきます。基本的には不動産鑑定評価を目安にして決定していく予定でございます。との答弁がありました。

委員から、一般会計の職員は本年度200人ということだが、ほかに特別会計で上下水道、国保会計等を含むと、実人員、4月1日は職員は何人であるのか。との質疑に。

平成24年度4月1日現在の正規職員数は219名の予定です。との答弁がありました。

委員から、保育所や幼稚園で子どもの入り方によって措置しなければならない職員の人数があると思うが、もし臨時職員に正規の職員として取り扱うべきと思われる人数を合わせると何人になるのか。との質疑に。

定員管理計画の中でやっていくと決まっており、今ここで具体的な数字はありません。公的年金の支給開始年齢の引き上げや定年制の延長など勘案した中で定数を決めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、去年や今年のように災害が起きた場合、職員、臨時職員を充てて対応しなければならない。また、最近、事務職員が足りなくて手が回らないというのが現実的に見受けられる。職員を何でも減らせばいいというだけではなく、きちんと適正管理し、町民のニーズや要望にこたえてもらいたい。との質疑に。

第5次小山町定員適正化計画では、職員数を現在より減らし、平成27年度には職員数を200人にするという計画があります。今後、職員数を減らすだけではなく、果たして27年度に200人という職員数でよいのか再度検討する必要があると感じております。との答弁がありました。

委員から、道の駅などの使用料あるいは諸収入の根拠、計算されている根拠は何で押さえているのか。道の駅「すばしり」、「ふじおやま」、いこいの家等の施設については、向こうから言ってくる数字だけをうのみにして計算しているのか。ちゃんとした証拠書類があつてやっているのか。との質疑に。

地域振興センターテナント管理費については、道の駅「ふじおやま」のそれぞれのテナントが出店していますが、株式会社ふじおやま、農産物出荷組合、富士小山企画の施設の面積割合によって、それにかかる費用、電気料金、ガス代等をいただいております。

それから、道の駅観光交流センター施設使用料については、売り上げの5%を計上しております。との答弁がありました。

委員から、定住人口拡大事業はどのぐらいの助成か。との質疑に。

定住促進事業助成金ということで2,000万円の予算を上げています。との答弁がありました。

委員から、都市計画の地区計画を今後調査して地区計画を立ててやっていきたいという話があるが、どのように計画されているのか。との質疑に。

都市計画道路の見直しを今後やっていく中で、必要などところと要らないところを整理した上で、都市計画の委員の皆様方に相談しながら、今後検討していきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算について報告申し上げます。

委員から、当初計画は、富士学校への水道も含めて2,400トン进行給水し、即その2,400トンが下水道の排水量だろうと思うが、下水道計画では1,100トンということで、計画水量で行っていないと思うが。との質疑に。

日量的な水量については、2,400トンが水道計画水量です。現在、日水量で申し上げますと日量約600トンです。との答弁がありました。

委員から、須走地区の下水道のつなぎ込みを必要とする対象世帯は、使用料を徴収している世帯、下水道のつなぎ込みを行っている世帯など、普及率は。との質疑に。

須走地区の平成23年4月1日現在の下水道区域内の水洗化の状況は、区域内2,290世帯に対し、1,986世帯が水洗化しています。水洗化率は86.7%となっています。

処理人口では4,812人に対し4,454人で、処理人口率は92.6%と高くなっています。

次に、水洗化していない304世帯につきまして、引き続き加入促進を図ってまいりたい。との答弁がありました。

委員から、一般会計から8,900万円の繰り入れがされているが、これは公債相当額か。との質疑に。

公債相当額でございます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算について報告申し上げます。

特に質疑もなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、原水及び浄水費、配水及び給水等に関して、現在の水源池の数は。との質疑に。

取水ポンプの耐用年数に基づき、定期的に交換することになっており、24年度の交換場所については、向方及び御登口第1水源池の取水ポンプの取りかえを実施する予定となっています。配水池の数は19か所となっております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました平成24年度予算4件の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

また、委員会終了後、中山間事業圃場整備事業の町道と道の駅「すばしり」のオンランプ、そして須走高原会町道認定の確認ということで現地視察を実施しましたことについても御報告申し



上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） ただいまから、2月29日、文教厚生委員会に付託されました平成24年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、こども医療費の助成制度はゼロ歳から中学校卒業までの実施という説明があったが、こども医療費の助成については、18歳までの検討をされたのかどうか。との質疑に。

東部地域においても各市町いろいろな選択をしていますが、義務教育という一つの歯どめの中で、小山町のこども医療費については平成24年度の検討の中では、義務教育までの助成としています。高校生までの医療費助成につきましては検討はしていません。との答弁がありました。

委員から、富岳は御殿場になりますが、町内からは何名ぐらい通っているのか。との質疑に。

児童発達支援事業の対象となる方は富岳学園に新規に4名と聞いております。現在、富岳学園に入学する手続をとっている最中です。との答弁がありました。

また、委員から、特別支援の巡回相談ですが、40万8,000円の予算を計上していますが、現在、どのような形で各学校へ巡回相談しているのか。臨床心理士は何名確保しているのか。との質疑に。

来年度、臨床心理士3名をお願いしまして対応するという事で考えております。1回1万2,000円で34回分ということで考えています。これは保護者あるいは学校等に対してということで、小中幼、それぞれ県の発達障害等支援と特別支援教育総合推進事業として実施するという事を考えています。との答弁がありました。

委員から、図書館費の中でリクエスト購入についての予算枠は、どの程度考えておられるのか。また、リクエストの基準はどのようになっているのか。との質疑に。

今回は約45万円ほど確保しております。約300冊程度が希望にこたえられるのではないかと考えております。基準については、小山町の場合、特に基準を設けてありません。予算の範囲内で要望にこたえています。また、各市町の図書館の相互利用も進めています。との答弁がありました。

委員から、本年、各学校で放射能セシウムの測定が行われたが、次年度以降も継続的にこのような測定を行う予定があるのか。との質疑に。

必要があれば実施します。現状では、御殿場市の竈地域で空気中におけるセシウムの量が大体平均値0.05マイクロシーベルトの単位であり、一般に生活する上においては全然影響のない値が日々出ています。これらを見ながら判断しつつ、大きな値が出た場合は実施しようという考えです。との答弁がありました。

委員から、小山町は発達障害児の理解についての研修をやっているのか教えていただきたい。

との質疑に。

研修については、専門家支援チームということで、ドクター、福祉課や健康課の保健師が入って、専門家チームをつくった中での研修をしています。との答弁がありました。

委員から、県衛生費補助金で地域自殺対策緊急強化事業補助金として100万円出ています。年間の自殺者3万人ということで国内でも問題になっているが、これに対する町の施策は。との質疑に。

本年度、自殺対策緊急強化事業として、精神保健福祉士の活用をはじめ、絵本を活用した心の健康教育という形で、東京近郊の著名な先生を小山町に呼びまして、心の健康教育等を展開したいと考えております。

精神保健心理相談といたしまして、臨床心理士を5回ほど、それから心の健康相談としてのリフレッシュマッサージ師、音楽療法士等の雇い上げ等、さまざまな角度から事業展開を考えております。

また、うつ病対策に対応するため、ゲートキーパーといたしまして町民の皆様のソーシャル・キャピタルを生かした気づき、それから御連絡をいただくというような体制整備を来年度からしていきたいと考えております。

また、22年度の10万人当たりの自殺者数は、小山町は県内では一番少ない結果であったという情報を得ています。との答弁がありました。

委員から、平成24年度、すがぬま保育園の芝生化工事に100万円の予算が計上されていますが、今後の幼稚園、保育園の芝生化の予定は。との質疑に。

来年度、すがぬま保育園と駿河小山幼稚園を実施し、その後、保育園の改築に合わせきたごう保育園、その後、改築に合わせてすばしり保育園を考えています。いきど保育園の芝生化については、送迎の車が入ってくるということなどさまざまな角度から検討が必要と考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は、多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員から、昨年度の調定額の予定額、今年の調定額の予定額を基準にして算定したと思うが、その予定額は。との質疑に。

23年度においての一般被保険者の医療分ですが、被保険者4,456人に対して、1人当たりの調定額6万8,933円です。24年度は4,360人に対して、1人当たり6万3,761円で、前年度対比5,172円の減額となります。

退職分、60歳から64歳の方々の医療費や保険料ですが、23年度427人見込んでいまして、1人当たりの調定額が9万7,544円です。24年度は447人被保険者に対し、1人当たり8万738円ということで、1万6,806円の減額になっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算について報告します。

委員から、大学生など初年度の入学時に貸付金の対応をしてもらいたい。との質疑に。

今の制度の中で、月額で大学生3万円、高校生1万2,000円を限度に貸し付けを行っています。結局、多く借りると償還のとき負担になることや、貸し付ける方が困難になることも考慮し、現状の制度の中で検討していきたいと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員から、1人当たりの保険料の違い、昨年度と本年度、予算を立てるに当たっての違いは。との質疑に。

1人当たりの静岡県での後期高齢者の保険料については、6万1,813円ということで、23年度に対して2,246円増額になります。引き上げの要因は、1人当たりの医療費の増加と後期高齢者の負担率の上昇と人数の負担です。

なお、本町の平成23年度の決算見込みでは、被保険者2,688人に対し、保険料は1億6,277万円で、1人当たり保険料6万554円です。平成24年度当初予算では、被保険者2,718人に対し、保険料は1億6,752万7,000円で、1人当たり保険料は6万1,636円であり、1人当たり保険料の前年度対比では1,082円の増額で、1.8%の上昇率を見込んでいます。

との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算について報告します。

委員から、町としては、今回の介護保険料の大幅な値上げの事実と、ほかの市町の比較を含めて丁寧に公表すべきだと思うが、どういう形で公表されるのか。との質疑に。

毎年3年に1回の介護保険料の改正については、小山町の広報おやまをはじめ、通知書等もありますので、その中で丁寧に御説明をしてみたいと思っております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成24年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山町老人保健施設「静寿会」と、小山地区児童屋内体育施設、そして、小山中学校武道場建設現場の現地視察を実施したことについても報告いたします。

以上です。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第14 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

○4番（高畑博行君） 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

日本経済は長引く不況と東日本大震災、福島第一原発事故の未曾有の大災害を受け、復興対策に多額の資金が必要になり、海外ではギリシャなどを中心にした債務危機問題により不透明な欧州経済の情勢のもとで、民主党が進める税と社会保障の一体改革の名のもとに、今、国会では消費税の10%引き上げを軸とした予算編成の論議がされているところであります。

外国為替も最近では1ドル80円台に乗り、回復基調にはあるものの、相変わらず円高水準に変わりはなく、庶民生活を見てもイラン核開発疑惑とそれに対する各国の経済制裁やホルムズ海峡封鎖に対する懸念等の影響があり、ガソリン代の高騰に見られるように、庶民の暮らしはきゅうきゅうとしています。

そんな中での平成24年度の小山町の予算編成であるわけですが、固定資産税の減収や財政調整基金不足などの厳しい財政状況に加え、災害復旧事業や治山対策事業を最優先に進めなければならないという事情があり、限られた財源の中の対応を迫られた緊縮型予算であることは認識しております。

しかし、そんな厳しい財政状況のもとで、夢ある予算編成になったのかといえば、必ずしもそうではないと感じています。当然予算編成にかかわったすべての職員の皆さんの英知を絞った結果だとは思いますが、町民の皆さんがこの町に夢や希望を託せる予算編成になったかと問われたとき、胸張ってそうだと言えるものでしょうか。

まず反対の第1に掲げたいのが、将来にわたって住みたい町小山を展望できない予算ではないだろうかということです。人口がうかうかすると2万人を切りそうな状況下で、それでもふるさと小山に住みたいと思える施策が明確に打てないもどかしさを感じます。

昨年1年間実施しただけの、いわゆる住宅リフォーム助成制度を廃止し、仮称小山町定住促進事業助成を実施して、町外からの移住者を増やし、町外への転出者を抑えると言っていますが、果たしてその思惑どおりにいくのでしょうか。お隣の御殿場市と比較すると、御殿場市では一般的な住宅リフォーム助成制度はますます拡充、さらに子ども医療費助成制度は18歳まで引き上げ、

介護保険料は小山町より安い、買い物や医療面でも便利さから考えると比較にならない。

こう考えていくと、住みやすさレベルでは小山町は大きく劣ってしまいます。定住促進を御殿場市からに限定はしませんが、そう簡単に小山町に家を建てて移り住もうと考えるでしょうか。定住促進事業に限って考えても、一般的な住宅リフォーム助成制度を継続し、商工会と連携して広く浅く町民を支援することの方が、逆に今住んでいる家をリフォームして住み続けることで町外への流出を防ぐ結果になるのではないのでしょうか。

住宅リフォーム助成制度の廃止問題に限らず、こども医療費助成制度の拡大問題、介護保険料などの格差、デマンドバスへの実施検討など、隣町御殿場との単純比較でますます大きく立ち遅れていく現状を勘案したとき、この事業計画と予算編成でいいのかという疑問は大きいと言わざるを得ません。

反対の第2に、小山町をアピールする特徴を前面に出した、差別化された予算になっていないのではないかという点です。今回の予算編成に当たっては、小山町総合計画と町長のマニフェストを加味した予算編成としたとしていますが、災害復旧が小山町の特徴ということでもないでしょうし、小山町といったらこういう施策だという目玉になる事業計画とその予算化が小山町を全面に押し出す上でどうしても必要です。

今年のはたまたま町制施行100年の年で、2,000万円の予算を組んで記念事業を行います。それはそれとして子育てしやすい町小山とか高齢者にとって住みよい町小山とか、自然豊かで住環境に恵まれた町小山などといった明解な町づくりの方向性を示し、実際に金もかけていく。それが必ず小山町を強くアピールしていくことになり、ひいては小山町の魅力につながる。私はそんなふうを考えます。

その意味で、緊縮予算になった影響もあろうかと思いますが、新規事業等を見ても予算案の中に目玉を感じないというのが率直な感想です。

反対の第3に、公務を支えている職員の非正規化の改善がなされていない点を挙げます。加えて、非正規職員、臨時職員の待遇改善が予算案の中で進んでいません。特に保育園の保育士や幼稚園教諭については顕著です。フルタイムで勤務する職員は業務も勤務時間も正規職員と同じでありながら、臨時という名のもとで賃金格差があります。公共サービスの質を守るという立場に立つならば、改善する必要は大です。これ以上、ワーキングプアを生まない改善策を具体的にしていける必要があると考えます。

最後に、この1年間の役場の組織機構とそれに伴う人事異動が目まぐるしく変わっている点を挙げます。これは就任直後から手をつけた町長の考えの反映と考えますが、やや拙速過ぎやしないかという感想をぬぐい切れません。この組織機構の変更と人事異動によって、さまざまな予算上の変更も起こったわけで、何かばたばたしている感じがします。しかも、あれもこれも変更、変更であって、町民目線からすると何でそんなに変えなくてはいけないんだという声さえ耳にします。

単に役場内の組織機構改革だけでなく、諮問機関や審議会などの新たな設置もこの1年、実に多かった印象があります。それらが1年たたない間に一気に行われただけに、やや拙速過ぎる感じを受けたのだらうと思います。その意味では、もっとじっくり進めていってもいいのではないかと考えます。

その他、疑問に残る点は幾つかあります。例えば、町にとって懸案事項でもあり、このまま放置できない問題に、駿河小山駅前通りから音漕、落合にかけた商店街の再生問題、子ども人口がどんどん減少していき、将来は小学校の統合問題も起こりかねない少子化問題等、今から早々に手をつけていかななくてはならない諸課題も山積している中で、予算をつけ、具体的打開策に乗り出していかななくてはならない課題もあるわけですが、今年度予算の中にその方向性は見られません。

るる考えを述べましたが、以上の理由で、本年度予算すべてに反対するものではありません。出産祝金支給とか足柄駅舎及び周辺整備検討事業、小中学校図書室支援員配置、学校給食地産地消事業助成、総合相談窓口設置など、新規事業の中にも歓迎すべき計画が多く盛り込まれている点は評価したいことをつけ加えたいと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○9番（梶 繁美君） ただいま議案となっております議第23号 平成24年度小山町一般会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まずその賛成の意味については、3点に分けてお話申し上げます。

まず第1点でございます。私は、先ほど高畑議員がおっしゃられたように、町長が当選されてマニフェストをしっかりと配って、町民の皆さんに、私はこうやりますということを訴えて当選されました。そして、今回の当初予算の説明、あるいは日々、町長はこれらのマニフェストを確実に実施していきたい、一つ一つ行っていきたい、それもスピード感を持ってやっていきたいというふうに訴えております。まさしく今回の予算を見るに、町長のその思いが大いに載せられ、予算が組み込まれたと思います。

特に多くの事業が山積するこの小山町において、その事業を、要求された事業を一つ一つを皆さんと検討し、あるいは事業の見直しを行って、この予算を編成されたとおっしゃっております。大変な労力の中で、先ほど高畑議員がおっしゃったように、今の日本の経済、世界の経済の中で、すべてが右肩下がりの中、あるいは極端に下がっている中で、この予算編成をしなければならなかったと思うとき、私は今回の予算編成に町長のマニフェストをしっかりと取り入れたことに対して、高く評価したいと思います。

第2点でございます。それは予算の規模のことでございます。今回、77億6,000万円という予算でございます。通常の年に比べては、通常80億円ぐらいですから若干足りないと思いますけれども、私はその裏には隠れたお金があり、それを実施事業に実施しなきゃならんということござ

います。議員の皆さん御承知のとおり、私たちは事業の繰越明許費について議決してきました。この額が約5億3,500万円でございます。これは23年度の予算、要するにここに来て予算配分があったもので、これをそっくり24年度へ持ち込むということでございます、実質は24年度の予算でございます。これが5億3,000万円あると。

それからもう一つ、災害復旧費も23年度で大方の事業が終わり、24年度では一部農災のものだけという形になりました。そういうことを勘案すると、約7億円から9億円ぐらいの前後はありますけど、予算が後ろに隠れて、今回見込めなかった、あるいは見込めなくてもよかった予算があることになると、決して77億6,000万円が遜色のある予算額ではないと、私は思いますし、そういう意味でこの予算については、額については、私は賛成したいと思います。

第3点目でございます。それは小山町の今後のあり方、姿についての開発、あるいは活性化について予算措置されていることでございます。先ほどもお話ございましたように、小山町は人口、予算、税収とも全部一步一步下がっております。これは何とか打開しないと、小山町の今後の姿はないと私は思ってきました。

そのため、私は8年間のこの議員生活の中でも、じくじたるものを持っておりました。これが今回、特に都市計画という重要な問題を町長は予算に提案してきました。まさしくあっぱれでございます、これは。これを確実に実施してやっていったら、小山町の未来はあると思います。特に都市計画マスタープランあるいは街路の見直し、地区計画等々、その都市計画の、これを今後実施するならば、小山町の未来はあるものと思うし、この計画に対して、予算に対して、私は高く評価するとともに、大いなる期待を持っておる1人でございます。

先ほど、住みやすい小山町という言葉もございました。私は小山町は本当に広報でフレッシュさんが登場したとき、小山町を愛しています、一番住みやすい小山町です、空気がきれいです、緑がきれいですという、大概いいコメントが載っております。そういう町のために、小山町が住みやすいために、この都市計画を盛り込んだ新しい小山町の姿を盛り込んだ予算に対し、先ほど申し上げましたとおり、もう一度申し上げます、期待と評価をして、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、反対者の発言を許します。討論はありませんか。

本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第23号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番(高畑博行君) 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は、各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費



と人口増加に伴って、際限なく上がるという根本的欠陥があります。前期改定時は世論と運動によって、保険料の引き下げ、据え置きが合わせて23件あり、引き上げ幅も5%以下に抑制した広域連合が多数でした。今回は引き下げた県はなく、据え置きも9つの県にとどまり、43都道府県が値上げという調査結果が明らかになっています。

保険財源の余剰金や財政安定化基金を活用しても、大幅な保険料の値上げの結果となりました。当局から提示された後期高齢者医療特別会計予算書だけ見ても、総額提示ですので、その詳細は全くわかりません。しかし、私の独自調査と委員会での課長答弁で明らかになりましたが、静岡県は値上げ幅が均等割で1,500円、所得割率が0.28%の上昇で、7.39%になり、値上げ額が2,246円で、4月からの平均保険料が6万1,813円になるということです。

委員会質疑での答弁では、その要因として、1人当たりの医療費2.46%の増加見込みや負担率の上昇が10.26%から10.51%に見直した点などを挙げられておられました。その後、本町では保険料滞納による差し押さえ者は現在いないということを確認し、安堵しましたが、ほとんどが年金暮らしの高齢者にとって、一挙に2,246円の値上げは痛手です。

今年は後期高齢者医療費だけでなく、4月からは物価スライドによる年金額の引き下げや介護保険料の引き上げが強行されようとしています。さらに消費税増税となれば、庶民、特に高齢者の生活はますます苦しいものになります。そういう人々に寄り添う政治こそが、今求められているのではないのでしょうか。

しかし、民主党政権は、政権公約で後期高齢者医療制度の廃止を掲げながら、先送りしました。今回、消費税増税とセットで今国会に法案を提出するという新制度も、75歳以上は別勘定で、保険料も際限なく上がる仕組みは変わりません。冒頭でも述べたとおり、後期高齢者医療制度による保険料は、県単位の広域連合での決定なので、一地方自治体としてはどうしようもない部分もありますが、今回の値上げでますますお年寄りの悲痛な叫びが聞こえてくるような気がします。

今までの日本の繁栄を担ってきた高齢者に、これ以上負担の拡大をしていいのかと心から思います。

以上の理由で、私の反対討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） ただいま議題になっております平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算の賛成討論をさせていただきます。

後期高齢者医療の医療費については、国民健康保険中央会が公表した平成23年度上半期医療費速報において、静岡県の1人当たり医療費は全国で45位と低い水準にある一方で、その上昇率は19位となっています。

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度見直すことになっています。今回の改定は2回目になるとの説明でした。保険料率を引き上げることの要因は2つあると考えられます。

まず、高齢者の人口増加等により、静岡県後期高齢者広域連合では、医療費は2.5%上昇すると

見込んでいること、そして、医療費の約10%を保険料で負担することになっていますが、国がこの負担率を10.26から10.51に見直したことによるものとの説明でした。

一方、国は都道府県ごとに設けられた財政安定化基金から財源を取り崩して、保険料の上昇率を5%以下にするように指示したことにより、静岡県後期高齢者広域連合では、17億5,000万円の基金を活用し、保険料の上昇率を10.64から3.77に抑制することができると見込んでいます。

この上昇率は、先日3月12日の新聞にも掲載されていましたが、全国で31番目となっていますし、5%以上の伸びのある都道府県は半分以上を越していることから、適当であると考えます。

最後に、この保険料率の改定は、静岡県後期高齢者医療広域連合において、2月13日の定例会で既に議決されたものであります。

以上の理由をもって、私の議案第26号についての賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり決定されました。

日程第19 議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番(高畑博行君) 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

条例改正案の反対討論でも述べさせていただきましたので、なるべく重複しないようにしますが、本予算案に示される驚くほどの高額な値上げについて、担当課の説明では、我が町の高齢化率は23.2%だが、富士学校の875人を除けば、実質24.1%で6市町の中で一番高い自治体になり、団塊の世代がすべて第1号被保険者となるために、第5期は地域支援事業をはじめとするさまざまな対策を実施する必要があることを主な理由としながら、今回の値上げを提案してきたわけです。

また、基金積立額についても、昨年度より5,390万円も多い5,500万円としたことに対する質問の回答も、1年目は多くなるが、2年目で相殺、3年目には取り崩すことになるという答えでした。

確かに高齢者がこれだけ増え、4人に1人が高齢者である小山町における高齢者医療や介護実態は、今後も大変厳しい状況になるだろうと予想されます。しかし、その傾向が予想されるならなおさら、町独自の高齢化に対応した総合的な行政運営が求められるはずで、それは単に福祉や医療、介護に限定した分野にとどまることなく、高齢化対策に向けたアイデア豊かな総合的行政に広く反映させ、1歩も2歩も踏み出した施策を打ち出し、実行しなければならないと考えます。決してパフォーマンスとは受け取られない、地に足をつけた介護事業の構築こそが求められます。

今回の大幅値上げは、多くの町民に高負担を負わせるもので、介護の現場にも大きなダメージを与えるものであると言わざるを得ません。今回の大幅値上げについて、通り一遍ではなく、本当に丁寧な説明が住民目線でどこまでできるのか。その説明責任は大きいと言わざるを得ません。

単なる行政通達にとどまることがないように期待するものです。その点を申し述べて、反対討論とさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） ただいま議題になっております平成24年度小山町介護保険特別会計予算について、賛成討論をさせていただきます。

介護保険につきましては、高齢者人口の増加によりまして、要介護認定者の増加も見込まれます。

平成24年度から26年度の3か年における第5期介護保険事業計画の期間中には、昭和22年から24年生まれの団塊世代の人たちがすべて第1号被保険者となることから、地域支援事業をはじめとするさまざまな介護予防事業などの対策を実施する必要があります。

次に、今回の介護保険料の改正の要因は、介護保険従事者処遇改善と臨時特例交付金が廃止されたことや、第1号被保険者が負担する保険財政に対する率の変更により、第1号被保険者負担割合が20%から21%、1%アップになったこと、介護報酬に係る地域ごとの人件費の地域差を調整する地域差指数の地域区分が変更され、小山町はその他の地域の0%から乙地の6級地相当3%に改定されたことや、介護報酬についても在宅が1%、施設が0.2%の合計1.2%増に改定されたことなどの要因も大きく影響しているものですし、当局の説明のとおり、国の施策ですから、町としてはどうすることもできないものと考えます。

また、今回の介護保険料改正に伴う軽減要件として、県で積み立ててきた財政安定化基金については、介護保険法等の一部を改正する法律に基づき1,175万円と平成23年度決算見込みで2,000万円の基金の取り崩しも考慮した上で、多段階の10段階制を導入することにより、低所得者層の値上げ幅の緩和を行い、保険者として大変努力をしているものと考えまして、議案第29号についての賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から同意第1号及び第2号の小山町教育委員会委員の任命についての2件、議案第31号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事」と議案第32号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山中学校武道場建設工事」計4件が、また、議員から、発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてと、発議第2号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書の2件、計6件の追加議案が提出されました。

発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第1号から議案第32号までの4件及び議員提出の発議第1号と第2号の2件の、計6議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

---

追加日程第1 町長提案説明(同意第1号～議案第32号)

○議長(真田 勝君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第1号と2号並びに議案第31号と32号の4議案について提案説明を求めます。

町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、人事案件2件、工事請負契約の締結2件の計4件であります。

はじめに、同意第1号及び同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

両案は、いずれも本年3月31日で任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第31号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事」であります。

本案は、小山地区児童屋内体育施設の改修工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第32号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山中学校武道場建設工事」であります。

本案は、小山中学校武道場の建設工事の請負契約を締結するものであります。

なお、人事案件については、後ほど私から説明し、議案第31号、議案第32号につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は6人の委員をもって組織し、運営をしております。

このうち、米山珠江さんが3月31日をもって委員としての任期が満了となります。

米山珠江さんは平成18年8月11日、教育委員会に就任され、5年7か月の間、小山町の教育行政の推進に御尽力をいただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げるところであります。

後任といたしまして、須走171番地にお住まいの米山芳子さんを教育委員会に任命いたしたく、お願いするものであります。

米山芳子さんは、須走地区婦人会副会長や須走中学校PTA副会長の役職を務められ、現在、保護司及び町の青少年問題協議会委員の役職を務められており、地域の信望も厚く、人格が高潔で、教育、学術及び文化について、高い識見を有しておられますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年4月1日から平成28年3月31日までであります。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（真田 勝君） 追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、先ほども申し上げましたとおり、6人の委員をもって組織し、運営をしております。

このうち、保護者である者として任命しています齊藤広人さんが3月31日をもって委員としての任期が満了となります。

齊藤広人さんは平成20年4月1日、教育委員会に就任され、4年間、小山町の教育行政の推進に御尽力をいただいております。

齊藤広人さんは、現在、小山中学校のPTA会長を務められており、地域からの信望も厚く、人格は高潔で、教育熱心でおられる方ですので、引き続き、保護者であるものとして教育委員会に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年4月1日から平成28年3月31日までであります。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第4 議案第31号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事」

○議長(真田 勝君) 追加日程第4 議案第31号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 議案第31号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成23年度小山地区児童屋内体育施設改修工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、小山地区児童屋内体育施設の老朽化した屋根や床を改修し、また、玄関には多目的トイレを設置するなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、改修するものであります。

工事入札は、去る2月28日、建設業者3者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が8,280万円で落札決定し、消費税相当額414万円を加え、8,694万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成24年7月31日としております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。



これから採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 議案第32号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山中学校武道場建設工事」

○議長(真田 勝君) 追加日程第5 議案第32号 工事請負契約の締結について「平成23年度小山中学校武道場建設工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 議案第32号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成23年度小山中学校武道場建設工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、小山中学校旧北校舎跡地に、建築面積416.03平方メートルの鉄骨造平屋建ての武道場を建設するものであります。

工事入札は、去る2月28日、建設業者3者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社が1億300万円で落札決定し、消費税相当額515万円を加え、1億815万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成25年1月31日としております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6 発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

○議長(真田 勝君) 追加日程第6 発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番 梶 繁美君。

○9番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは朗読します。

発議第1号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成24年3月15日

提出者 梶 繁美

賛成者 阿部 司、池谷 弘、高畑博行、桜井光一、渡辺悦郎、  
米山千晴、湯山鉄夫、池谷洋子、込山恒広、鷹嶋邦彦

1. 設置の理由

地方分権、行政運営の変化、住民意識の多様化、住民による行政参加等々により、議会を取り巻く環境の変化が著しい中で、議会本来の役割を果たすため、「小山町議会改革調査特別委員会」を設け、議会改革の取り組みを研究する必要があるため、設置を求める。

2. 委員定数

11名(議長はオブザーバー)

3. 期限

調査が終了するまで置く

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明しましたが、何とぞ議員の皆様のご格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。提案の理由の説明とします。よろしくお願ひします。

○議長(真田 勝君) 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第1項の規定により、特別委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会改革調査特別委員に、お手元に配付した名簿の、

1番 阿部 司君	3番 池谷 弘君	4番 高畑博行君	5番 桜井光一君
6番 渡辺悦郎君	7番 米山千晴君	8番 湯山鉄夫君	9番 梶 繁美君
10番 池谷洋子君	11番 込山恒広君	12番 鷹嶋邦彦君	

以上11名の諸君を指名したいと思います。なお、議長はオブザーバーとなります。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員に、1番 阿部司君、3番 池谷 弘君、4番 高畑博行君、5番 桜井光一君、6番 渡辺悦郎君、7番 米山千晴君、8番 湯山鉄夫君、9番 梶 繁美君、10番 池谷洋子君、11番 込山恒広君、12番 鷹嶋邦彦君、以上の諸君を指名することに決定しました。

---

追加日程第7 発議第2号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書

○議長(真田 勝君) 追加日程第7 発議第2号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 米山千晴君。

○7番(米山千晴君) ただいま議題となりました発議第2号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書の提出について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、沼津市内の生活クラブ生活協同組合から小山町議会への意見書の採択を求める要望書が提出され、議会運営委員会において総務建設委員会へ付託されました。

3月6日の委員会で慎重審議、協議され、内容の修正をし、本会議に提案することに、全員の可決を得ました。

それでは、意見書の朗読により、提案理由の内容説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成24年3月15日 提出

提出者 米山千晴

賛成者 阿部 司、湯山鉄夫、梶 繁美、込山恒広

各原発の使用済み核燃料の安全な保管、そして、再生可能エネルギーを重視したエネルギー政策の変更を求める意見書

3月11日の東日本大震災で、多くの尊い命が奪われました。また、福島第1原子力発電所の事故による放射性物質による汚染は、福島県のみならず静岡県内にも大きな被害をもたらしました。

また、高濃度の汚染地域が存在し、そこに暮らすことさえできない現状があります。今回の原子力発電所の事故は、立地地域のみならず、日本全国どこでも放射能による被害の危険性があることを示しています。

それは、原子力発電所を県内に持つ静岡県民の私たちの姿と重なり、特に、子どもの健康、食べ物、環境、生まれてくる命への不安は極めて大きいものがあります。

よって、国は、国内すべての原子力発電所とその関連施設の周辺住民の安全、安心を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望します。

#### 記

1. 各原子力発電所の使用済み核燃料の安全な保管を徹底すること。
2. 万が一の原子力発電所の事故に備えて、乳幼児・子どものいる施設でのヨウ素剤の準備を義務付けること。
3. 原子力推進政策を見直し、再生可能エネルギーを重視した政策に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年3月15日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、本意見書を内閣総理大臣ほか関係あてへ提出するものでございます。

議員皆様の賛同を賜りたく、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） 今の提案に対して質問をさせていただきます。

私たちのところにも、中日新聞がアンケートを行いまして、その新聞が多分お手元に行ったんじゃないかと思います。

この原発問題に関しては、本当にさまざまな意見が現実存在します。今回のこの意見書を御検討願ったときに、浜岡についてあえて触れないで、各原発という表現をされていますけれども、広く対象にすることで、あえて浜岡を外したのかなというふうなことを感じていますが、浜岡について、あえて出してしまうといろいろな意見の違いがございますので、そこを避けたといたしますか、そういうことなのかなというふうに感じているわけですが、浜岡の名前をあえて出さない、それから、原子力発電所の永久停止だとか廃炉、こういう言葉もあえてここでは出さないでというふうなことの御議論が、提出者の中にあつたのか、そこをちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○7番（米山千晴君） ただいまの質問でありますが、私的意見ではなく、私は3月6日の委員会で慎重審議された内容を、ここに説明しております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事日程は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成24年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時32分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 池 谷 弘